

日本放送協会放送受信規約の一部変更に対するご意見募集 経営委員会から執行部へ検討を求める事項等

実施期間 2022年10月12日（水）～ 2022年11月10日（木）

ご意見の件数 155件（放送事業者等団体5件、個人150件）

提出者

放送事業者等：5件

個人：150件

寄せられたご意見 別紙のとおり

【日本放送協会放送受信規約変更素案において、変更案を提示した条項に関するご意見】

<第2条第5項関連>

ご意見	執行部に検討を求める事項
料金の徴収方法について、単位を世帯ではなく、受信機1台を取得する際に含めるのが平等だと思います。カーナビでTVが見れることにも徴収するなら、そうでないとおかしい。TV見ないから払わない、が通用しないなら、持ってるなら払うようにしたいなら、取得時に徴収すべき。 【40代・女性】	放送受信契約の単位に関するご意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。

<第4条第1項関連>

ご意見	執行部に検討を求める事項
第4条について「受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する」ことから、そもそも、設置者の希望なく受信機器を持っていれば契約しなければならないとする強制性が、契約の自由に反する違憲状態だと感じます。 【個人】	放送受信契約の成立に関するご意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。

<第6条第3項関連>

ご意見	執行部に検討を求める事項
第六条の三項なんですが、支払い方法の拡充は避けられないのではないのでしょうか。例えば、現在クレジットカードか銀行振込ですが、これを二次元バーコード等の決済も入れると気軽に支払いが滞りなく行われるのではないかと思います。そこは、ご検討ください。 【個人】	二次元バーコード等による決済に関するご意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。

<第 1 2 条関連>

ご意見	執行部に検討を求める事項
<p>規約素案第 12 条 1 項(3)及び同条 2 項、同条 3 項の割増金制度の導入について反対する。金子総務大臣は「NHK の放送を受信できる受信設備を設置した方と NHK との契約が促され、受信料の公平な負担が実現されること」を期待した制度」としているが、「割増料金を払いたくないから契約する」というのは脅されて契約するに等しく、「NHK が国民・視聴者の皆様に丁寧な説明を行い、十分な理解をいただいた上で受信契約を結んでいただくことが重要」とする答弁に矛盾しており、強く反対する。</p> <p>【40 代・男性】</p> <p>割増料について、個別事情によるとあるが、より具体的に説明すべき。</p> <p>【10 代・男性】</p> <p>(規約の素案について) 今回の変更では受信契約手続や未納者に対する罰則の扱いがかなり厳格化しています。ここまで具体的に強く求めるのであれば、受信機を設置した者に対して納得のいく丁寧な説明が必要です。</p> <p>【テレビ大分】</p> <p>(類似する意見：3 件)</p>	<p>割増金について、丁寧な説明を求めるご意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。</p>
<p>このような高額な割増金を設定するのであれば、何が公共放送に相応しいのか、視聴者として負担できる受信料はいくらなのかをしっかりと議論する機会を設けるべきです。</p> <p>【個人】</p> <p>受信料の全額に対して 2 倍の割増金を設定することに反対です。現在の NHK の番組には公共放送と呼べないものが多くを占めており、その費用全てを割増金の対象とすることは視聴者に著しい不利益が生じます。(中略) このような疑義がある中、高額な割増金を受信料全額に設定することは検討不十分で、視聴者に不利益が生じます。</p> <p>【個人】</p> <p>(類似する意見：15 件)</p>	<p>割増金「2 倍」の規模に関するご意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。</p>
<p>NHK は運用について、これまで通り理解いただき納得の上で契約いただき、個別の事情を勘案しながらの方針だが、不正に対して徴収という強い表現を使わず、この様な請求するか否かの基準も明らかでない運用では、割増金の対象と倍数を明確に規定することで担保した公平性が損なわれると考えます。懲罰の要素を全くもたないとしたら、効果は乏しいものと</p>	<p>割増金の運用を懸念するご意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。</p>

<p>思われます。不透明にならないためにも、割増金に該当する場合、段階を経て請求は一律に行い、その上で徴収は個別事情を勘案が妥当だと思います。請求権の乱用はあってはならないことです。</p> <p>【50代・男性】</p> <p>放送受信規約（素案）に盛り込まれた割増金制度の運用は抑制的であるべきだ。受信料の公平負担に向け未契約者に契約と受信料支払いを促す一定の効果があると考えられるが、ある種の「罰金」と捉えられかねない危うさがある。安易な運用によって、視聴者のテレビ離れ、さらには放送制度全般に対する信頼を損なうことになれば本末転倒だ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会】</p> <p>無期限に過去に遡り2倍という高額な割増金を請求できるのは、視聴者に著しい不利益を生じさせる違法ではないですか？</p> <p>【個人】 （類似する意見：7件）</p>	
<p>日本放送協会放送受信規約12条についてまず大枠で、NHKという一企業に国民の多くが関わる内容の懲罰的な判断を委ねるべきではないと考えます。</p> <p>【40代・個人】</p> <p>受信料割増金について国民を脅すようなやり方で強制的に受信料取って理解してもらえらると思うのですか？むしろ、さらに反発を受けるってことに気付いてほしいです。</p> <p>【30代・女性】 （類似する意見：6件）</p>	<p>割増金について、罰則の意味合いを懸念するご意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。</p>
<p>第12条4項について2倍徴収して良い法的根拠が希薄です。</p> <p>【個人】</p> <p>問題なのは、改正法では割増金の上限を「2倍」と定めているのに受信規約第12条では2倍と規定。なぜ上限一杯の2倍になるのか半額ではなぜダメなのかその根拠を示してほしい。</p> <p>【70代以上・男性】 （類似する意見：2件）</p>	<p>割増金を2倍とした根拠に関するご意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。</p>

<p>せめて、割増金が2倍に至るまでの移行期間を設けるべきではないか NHKは案内が不十分なことが多いため、徴収料金限度額の変更について国民全員に行き渡るようにするべきである</p> <p>【20代・男性】</p>	<p>割増金について、移行期間を設けるべきという意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。</p>
<p>受信規約の変更によって、貴協会が受信料の支払い等に不正があった場合に割増金を請求できるとの変更を行っていますが、この変更によって、受信者は、支払いに対するプレッシャーを感じることになり、「納得して支払う」という受信料の性格を変えてしまうことにならないかとの危惧を覚えます。一方、これまで、貴協会において不幸にして不祥事が発生した場合、視聴者は、受信料の支払いを拒否することで、貴協会への反省を促す意思表示をすることがありましたが、そうした行動を行うことにも抑止的な効果をもたらすことも考えるため、視聴者からの意見や苦情を受け止めるための措置を整える必要があるのではないかと考えます。</p> <p>【株式会社テレビユー山形】</p>	<p>割増金を導入するのであれば、視聴者からの意見や苦情を受け止めるための措置を整える必要があるという意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。</p>
<p>2倍の割増金の設定には反対。地味に嫌がらせをするのではなく、スクランブル化すれば多くの人々が納得するのは明らかである。</p> <p>【40代・男性】</p> <p>素案は国民の公平な負担になるようにとあるが、テレビを持たない世代や若者が増えてる現状で今までと同じ受信料徴収ではそもそも不公平だと思う。割増金の提案よりも契約者のみに放送できる仕組みを整備したりする方法を考えた方が公平さはあると感じる。</p> <p>【30代・個人】 (類似する意見：12件)</p>	<p>割増金について、スクランブル放送の観点からご意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。</p>

<第12条の2関連>

ご意見	執行部に検討を求める事項
<p>【第12条の2】についての意見 変更前の規定は受信料のほか延滞利息の支払い義務とあり、これまでは契約者を主体に義務付けていたものを、素案にて「請求することができる」と規定したのは、NHK主体により徴収されるものと思われます。請求権の恣意的な運用となれば、営業による契約ツールとしての利活用が危惧されます。</p> <p>【50代・男性】 (類似する意見：1件)</p>	<p>延滞利息の運用に関するご意見をいただいております。執行部の考えを伺いたい。</p>

<附則関連>

ご意見	執行部に検討を求める事項
<p>附則について 施行日以前のことについて、遡って割増金を適用するようになっているが、これはやりすぎだ。施行日以前の事項については不遡及とすべき。一般の法律でも、不遡及の原則がある。ましてや、法律ではないNHKの契約文言なのだから、一般の法律を超えたような内容は認められない。</p> <p>【70代以上・男性】</p>	<p>割増金は施行日以降に適用になると認識しているが、施行日以前に遡って割増金を適用するというご意見をいただいております。執行部に丁寧な説明をお願いしたい。</p>

【日本放送協会放送受信規約変更素案または放送受信規約全体に関するご意見】

ご意見	執行部に検討を求める事項
<p>規約が長く、どの項目に現在の仕組みが絡み合っているか確認することすら面倒。分かりやすく丁寧に説明出来る資料を別紙にまとめていただきたい。</p> <p>【60代・男性】</p>	<p>放送受信規約について、分かりやすく丁寧な説明を求めるご意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。</p>
<p>単身赴任の方の受信料徴収はやめていただきたいです。受信料を本宅で払い、単身赴任先でも払い負担感が大きいです。正直なんで単身赴任先も払う必要があるのか疑問です。</p> <p>【40代・男性】</p>	<p>家族割引に関するご意見をいただいております、執行部の考えを伺いたい。</p>

【NHK全般に関するご意見】

ご意見	執行部に検討を求める事項
NHK経営計画（2021-2023年度）の修正に関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきたい。
NHKの改革や、あるべき姿に関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきたい。
スクランブル放送・受信料制度の在り方に関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきたい。
放送番組など広く番組内容や編集に関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきたい。
受信料水準・引き下げに関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきたい。
インターネット活用業務に関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきたい。

【意見募集に関するご意見】

ご意見	ご意見に対する考え方
ちゃんと各ページ各項目ごとに個人情報を入力しなくても意見が提出出来ますと明示してください。広く意見を集める努力を最大限試みてください! 【個人】	ご記入いただいた個人情報は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認および協会内での分析のために取得している。

※「ご意見」は、いただいた原文のとおり抜粋して記載。